

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 8 月 12 日

福島地方裁判所いわき支部

裁判所書記官 阿 部 美 幸

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 9 月 1 日 午前 8 時 30 分から 令和 8 年 9 月 8 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 9 月 15 日 午前 10 時 00 分 場 所 福島地方裁判所いわき支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 9 月 29 日 午前 10 時 00 分 場 所 福島地方裁判所いわき支部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを上記公告日同日から, 当庁閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額 (円) 買受可能価額 (円)	一括 売却	買受申出保証額 (円)	令和 8 年度	
				固定資産税 (円)	都市計画税 (円)
1, 2	1, 780, 000 1, 424, 000	一括	356, 000	35, 008	0
1	1, 250, 000				
2	530, 000				
備考					



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|------------------------|
| 1 | 所 在 | いわき市平鎌田字西山下 |
| | 地 番 | 8 8 番 1 1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 8 7 . 7 0 平方メートル |
| 2 | 所 在 | いわき市平鎌田字西山下 8 8 番地 1 1 |
| | 家屋 番号 | 8 8 番 1 1 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 軽量鉄骨造スレート葺平家建 |
| | 床 面 積 | 8 1 . 1 4 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 8年 7月16日

福島地方裁判所いわき支部

裁判所書記官 阿 部 美 幸

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1, 2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1, 2】

隣地(地番88番23、88番22)との境界が不明確である。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません(訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります)。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。



- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|------------------------|
| 1 | 所 在 | いわき市平鎌田字西山下 |
| | 地 番 | 8 8 番 1 1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 8 7 . 7 0 平方メートル |
| 2 | 所 在 | いわき市平鎌田字西山下 8 8 番地 1 1 |
| | 家屋 番号 | 8 8 番 1 1 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 軽量鉄骨造スレート葺平家建 |
| | 床 面 積 | 8 1 . 1 4 平方メートル |



令和 8 年（ケ）第 8 号
令和 8 年 5 月 18 日受理
令和 8 年 6 月 23 日提出

現 況 調 査 報 告 書

福島地方裁判所いわき支部

執行官 佐 藤 武 男

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|------------------------|
| 1 | 所 在 | いわき市平鎌田字西山下 |
| | 地 番 | 8 8 番 1 1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 8 7 . 7 0 平方メートル |
| 2 | 所 在 | いわき市平鎌田字西山下 8 8 番地 1 1 |
| | 家屋 番号 | 8 8 番 1 1 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 軽量鉄骨造スレート葺平家建 |
| | 床 面 積 | 8 1 . 1 4 平方メートル |

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	住居表示未実施
土地	物件 1
現況地目	☒ 宅地（物件 1 ） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐ 仮換地図のとおり
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
その他の事項	
建物	物件 2
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類： 構造： 床面積：
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を 居宅 として使用し、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）
その他の事項	
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 保管開始日 支部 令和 年（ ）第 号 令和 年 月 日
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ 所有者	1 本件土地建物である物件1土地及び物件2建物の所有者です。 2 物件1土地について (1) 本土土地は、隣地との間で境界が問題になったことはありません。 南側の石積みに関しては、購入時に仲介不動産会社から特段の説明を受けておらず、補修等が必要になったとき、いわき市が対応してくれるのかどうか分かりません。 (2) 本土土地を他人に賃貸したり、無償で使用させてはいません。 (3) 本土土地の購入に際して、ＪＲ東日本のトンネルは本土土地の近くの土地の地下を通っており、ＪＲ東日本との権利義務はないと仲介不動産会社から聞いていました。そのため、これまで補償金などの金銭をＪＲ東日本から受け取ったことはありません。 3 物件2建物について (1) 本建物には、私と家族が居住しており、他人に賃貸したり、無償で使用させてはいません。 (2) 本建物は、購入時に内壁クロスなどがリフォームされており、購入後、増築はもとより、内外のリフォーム等は一切していません。 (3) 本建物は、太陽光パネルや床暖房の設備を設置していません。 (4) 本建物内では、7年間ほど犬2匹と猫2匹を飼ったことがありました。障子や内壁クロスなどに破れや剥がれなどがあるのは、飼っていた猫の仕業です。現在は、犬も猫も飼っていません。 (5) 本建物は、雨漏りや隙間風などなく、特に気になる箇所はありません。 なお、電車等がトンネルを通過していることは、振動や音で分かりますが、その振動や音は、ごく小さなものであり、すぐに気にならなくなりました。
■ 東日本旅客鉄道株式会社水戸支社担当者	1 当社は、物件1土地の隣接地である88番23の土地及びその北側隣接地である91番の土地を所有しています。 2 当社備付けの図面等で確認したところ、お尋ねのトンネルについては、88番23及び91番の両土地の地下を通っており、物件1土地の地下部分は利用していません。そのため、物件1土地に関して、区分地上権の設定登記などはしておらず、土地所有者に補償金なども支払っていません。
■ いわき市役所維持保全課用地管理担当の担当者	1 物件1土地といわき市所有の88番22の土地の境界付近にあるコンクリート製土留め、物件1土地とその南側隣接地である公図上「道」と表記されている土地との境界付近にある石積みの土留めについては、いずれもいわき市の管理区域内にあります。 これらの土留めの補修等が必要になったときは、現状の垂直状のものではなく、傾斜のあるものに改修する可能性があるため、いわき市としては、物件1土地所有者と協議することになります。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執 行 官 の 意 見

- 1 本件物件の状況は、公図写、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付写真のとおりである。
- 2 本件物件に関して調査、目視により見分した結果は、次のとおりである。
 - (1) 物件 1 土地について
 - ア 本土地上の登記建物は、物件 2 建物のみである。
 - イ 地割れや陥没などは見られなかった。南東側のコンクリート製擁壁に破損等は見られなかったが、南側の石積みの擁壁には、石と石の隙間が散見された。
南側隣接地である市道との高低差は、最大約 3 メートル程度である。
 - ウ 本土地に隣接する 88 番 23 の土地は、登記上、東日本旅客鉄道株式会社所有の鉄道用地であり、現況地目も同様であるが、本土地との境界については判然としない。また、88 番 22 の土地は、登記上、いわき市所有の公衆用道路であり、現況地目も同様で市道「西山下・石名坂線」の一部である。
各隣接地との境界を示すコンクリート製境界杭が北東角付近及び南西角付近に、金属製のプレートが南東側に確認できただけであるため、買受人は、使用を開始するにあたり、隣接地所有者らと境界の確認をするのが相当である。
なお、本土地の地下については、東日本旅客鉄道株式会社のトンネルに使用されていないと認める。
 - (2) 物件 2 土地について
 - ア 建物外部
 - ・全体的に経年による汚損等が見られた。
 - イ 建物内部
 - ・内壁クロスに経年による汚損、襖などに猫によると思われる破損が散見された。
 - ・和室 2 の中央付近にある掘こたつの畳に沈みが認められた。
 - (3) 本物件は、第三者による占有は認められず、所有者が占有していると認める。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和8年5月18日（月） 12:10-12:15	物件所在地	占有調査、写真撮影
令和8年5月19日（火） : - :	執行官室	いわき市に対する固定資産税に関して保有する図面の交付申請（6月1日受領）
令和8年5月20日（水） : - :	執行官室	全部事項証明書交付申請（5月25日受領）
令和8年6月11日（木） 13:30-14:50	物件所在地	立入現況調査、写真撮影 所有者から事情聴取
令和8年6月16日（火） 9:25-9:30	執行官室	東日本旅客鉄道株式会社水戸支社担当者から電話による事情聴取
令和8年6月18日（木） 10:50-11:00	執行官室	いわき市役所維持保全課用地管理担当の担当者から電話による事情聴取
令和 年 月 日（ ） : - :		
（特記事項） ■ 令和8年6月11日 目的物件は不在で施錠されている可能性があったので、立会人及び解錠技術者を同行した。 目的物件は在宅で解錠されたが、在宅者に抵抗等の可能性があったので、立会人を立ち会わせた。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

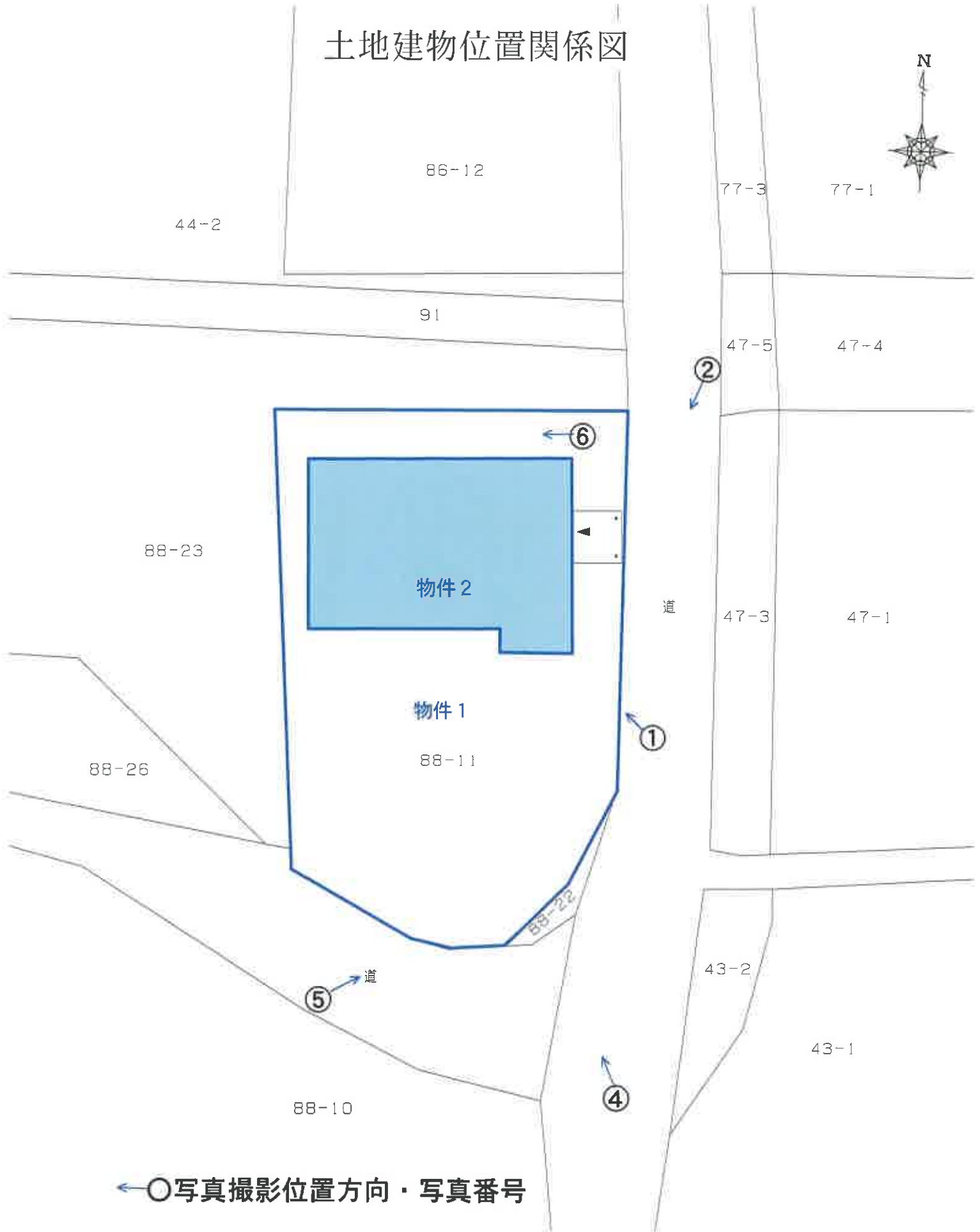
（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

公 図 写



1:500

土地建物位置関係図



※本図は土地と建物等との凡その位置関係を示す概略
物件の位置を確定した物では無い。

物件 2 建物

間取図



物件2



物件1

No. 1

物件2



物件1

No. 2



物件1

物件2

No. 3



物件1

物件2

No. 4

物件2



物件1

No. 5

物件2



物件1

No. 6



物件2:和室1の状況

No. 7



物件2:台所の状況

No. 8



物件2:浴室の状況

No. 9



物件2:和室2の状況

No. 10



物件2:和室3の状況

No. 11



物件2:洋室の状況

No. 12

令和 8(ケ) 第 8 号
令和8年6月11日 現地調査
令和8年7月7日 評 価

福島地方裁判所いわき支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

安田 哲郎 印

第1 評価額

一 括 価 格	
金1,780,000円	
内 訳 価 格	
物件1（土地）	金1,250,000円
物件2（建物）	金530,000円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は、物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は、当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況 (記載のない事項は、登記とほぼ同じ)
1	所 在 地 番 地 目 地 積	いわき市平鎌田字西山下 88番11 宅地 287.70m ²	
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	いわき市平鎌田字西山下88番地11 88番11 居宅 軽量鉄骨造スレート葺平家建 延 81.14m ²	
番号	特 記 事 項		
	なし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	JR常磐線「いわき」駅の東方約1.8km（道路距離、以下同じ。） いわき市立平第六小学校まで約3.4km ヨークベニマル平店まで約0.9km	
付 近 の 状 況	当該地域は、いわき駅から徒歩圏にあるが、中心部とは夏井川により隔てられた地域である。いわき駅や商業施設への接近性は優り、既に住宅などが集積しているが、小学校までは遠く、傾斜を有する地勢で、市街化調整区域に指定されていることから、今後の発展性は希薄な地域である。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の 個別的な規制を 考慮しない一般 的な規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化調整区域 用途無指定 60% 200% 防火・準防火地域の指定なし 特になし
画 地 条 件	南北約22m、東西約15m、地積287.70㎡ やや不整形、準角地 建物建築部分及びその南側の駐車場利用部分は概ね平坦であるが、傾斜を有する地域にあり、周辺の土地とは高低差が生じている。	
接 面 道 路 の 状 況	東側約5m～南側約8m 舗装市道（建築基準法42条1項1号）	
土 地 の 利 用 状 況 等	土地所有者が、本土地上に物件2建物を所有し、占有している。 隣地は、北側と西側が鉄道用地、東側、南側は市道となっている。	
供給処理施設	上 水 道 あり ガス配管 なし 下 水 道 前面道路に本管があるが接続なし（特記事項のとおり） （注） 供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管又は私設管（以下、施設管という）が通っており通常の費用で敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず敷地内に引込むことが不可能な場合等をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	

特 記 事 項

- ① いわき市水道課への聴取によると、上水道は東側市道に埋設されているいわき市の本管より支分して宅地内に引き込んでいるとのこと。
- ② いわき市下水道事業課への聴取によると、下水道は東側市道にいわき市の本管が埋設されており、下水道処理区域であるとのことであるが、現況は公共下水道は使用しておらず、浄化槽を利用している。
- ③ いわき市維持保全課用地管理担当への聴取によると、物件南東側から南側に施工されているコンクリート製及び石積みの擁壁部分はいわき市道としての管理区域に含まれるとのことである。一方で、当該擁壁が市道の保全上必要な施設か否かには疑義があるため、擁壁の管理、保全責任の所在を明確にするには市との協議が必要であるとのこと。
- ④ 物件1は市街化調整区域内にあるが、いわき市建築指導課への聴取によると、市街化調整区域に指定される前から宅地であった土地に該当するとのこと。尚、建替えの可否や要件等について、買受人はいわき市建築指導課への確認を要する。
- ⑤ 付近の地下を通る鉄道のトンネルについて、東日本旅客鉄道株式会社への聴取では、物件1の地下部分は通っておらず、権利設定もなされていないとのこと。尚、所有者によると電車通過時は若干の音と振動が感じられるとのこと。
- ⑥ 傾斜地に存し、北側の隣接地より2m前後低くなっており、法地が存するが、境界が曖昧で判然としない。また、南側に行くにしたがって、道路と土地の高低差が大きくなり、南端での道路との高低差は3m前後となっている。さらに西側の隣接地は西側に傾斜する法面になっており、物件1の西端付近も法地となっている可能性がある。これら高低差や法面により福島県建築基準法施行条例第5条の「がけ」に該当する可能性があるが判然としない。

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建 築 時 期 経 済 的 残 存 耐 用 年 数	建築年月日（登記記載）：昭和56年3月10日 新築 経 過 年 数：45年 経済的残存耐用年数：ほぼ満了している
仕 様	構 造：軽量鉄骨造 屋 根：スレート葺 外 壁：窯業系サイディング張り 天 井：和風天井、化粧ボード張り等 内 壁：プリント合板張り、ビニールクロス貼、京ジュラク塗等 床：フローリング張り、畳敷き 設 備：電気・給排水衛生設備 その他：特になし
床 面 積 （ 現 況 ）	延べ：81.14㎡ ＊登記と概ね合致。
現 況 用 途 等	現 況 用 途：居宅 間 取 り：別添間取図のとおり
品 等	普通
保 守 管 理 の 状 態	劣る
建 物 の 利 用 状 況	建物所有者が、本建物を居宅として使用し、占有している。
特 記 事 項	① 建築後相当の年数を経ており、建物の外部は経年による劣化や汚損が認められる。 ② 建物内部も全体的に経年による劣化や使用による汚損が認められるほか、襖等に猫によると思われる破損が散見された。尚、和室2中央部付近は掘りごたつとなっており、畳に沈みが認められた。 ③ いわき市建築指導課への聴取によると、建築確認申請の履歴は存在したものの、完了検査の履歴は存しないとの回答であった。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	22,700	0.95	287.70	0.90	5,580,000

ア 標準画地価格

上記標準画地価格は、次のとおり標準画地と目的物件に類似する標・基準地とを比較し、これに基づいて公示価格等を補修正して試算した価格と均衡が保たれていることから妥当な価格であると判断した。

地価調査 いわき(公)-38

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 規準とした価格
 $18,700\text{円}/\text{㎡} \times 99.7 / 100 \times 100 / 100 \times 100 / 82 = 22,700\text{円}/\text{㎡}$

◇時 点 修 正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：画地条件：100%

◇地域格差：街路条件：100%

交通接近条件：101%（最寄駅）

環境条件：81%（居住環境）（地勢）

行政的條件：100%

格 差 率：82%

イ 個 別 格 差：街路条件：100%

交通接近条件：100%

環境条件：100%

画地条件：95%（形状）（準角地）

行政的條件：100%

その他の条件：100%

格 差 率：95%

ウ 地 積：登記数量

エ 建 付 減 価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 物件 2（建物）

目的建物の再調達原価を建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価額を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価額 (円) ア×イ×ウ
2	230,000	81.14	0.02	370,000

ウ 現 価 率 :

経済的全耐用年数	30年
経過年数	45年
経済的残存耐用年数	ほぼ満了している
観察減価及び中古物件の市場性	70%
残価率	5%
現価率 *	2%

$$* \text{現価率} = \left\{ \text{残価率} + (1 - \text{残価率}) \times \frac{\text{経済的残存耐用年数}}{\text{経済的全耐用年数}} \right\} \times (1 - \text{観察減価})$$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等 の及ぶ範囲 イ	土地利用権等割合 ウ		土地利用権等価格 (円) ア×イ×ウ
1	5,580,000	1.00	0.25	法定地上権	1,400,000

イ 土地利用権等の及ぶ範囲：物件1の土地の全範囲とした。

ウ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を25%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評 価 額 (円) (ア+イ)×ウ×エ×オ
1	5,580,000	- 1,400,000		0.50	0.60	1,250,000
2	370,000	+ 1,400,000	1.00	0.50	0.60	530,000
一括価格 (合計)						1,780,000

ウ 占有減価修正：特に必要ないと判断した。

エ 市場性修正：この種不動産の市場性等を考慮するとともに、目的物件の個別的要因等を充分考慮したが、建物の完了検査の履歴が無いことに加え、建築年次も古く、管理状況も劣るためリフォーム費用等は多額になると考えられること、下水道処理区域にあり接続工事、浄化槽撤去等も必要となること、更に周辺の法面の傾斜により福島県建築基準法施行条例第5条の「がけ」に該当する可能性があること等により、更に市場性はさらに減退すると考えられるため、市場性修正を施した。

オ 競売市場修正：第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価公示価格 いわき(公)-38

所在地 : いわき市平幕ノ内字田中2番2
価格 : 18,700円/㎡
位置 : 「いわき」駅まで道路距離で約1.3km
価格時点 : 令和8年1月1日
地積 : 330㎡
供給処理施設 : 水道
接面街路 : 南東側5.8m市道 南西側道
用途指定等 : 市街化調整区域
建ぺい率 60% 容積率 200%
地域の概要 : 一般住宅が多い中に農家住宅も見られる住宅地域

2 固定資産税評価額 (令和8年度)

物件1 : 6,090,033円

物件2 : 1,181,138円

第7 附属資料

公 図 写
各階平面図・建物図面写
土地建物位置関係図
建物間取図

以 上

公 図 写



1:500

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和8年1月26日 福島地方裁判所いわき支部

登記官

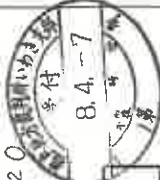
0407623

各階平面図

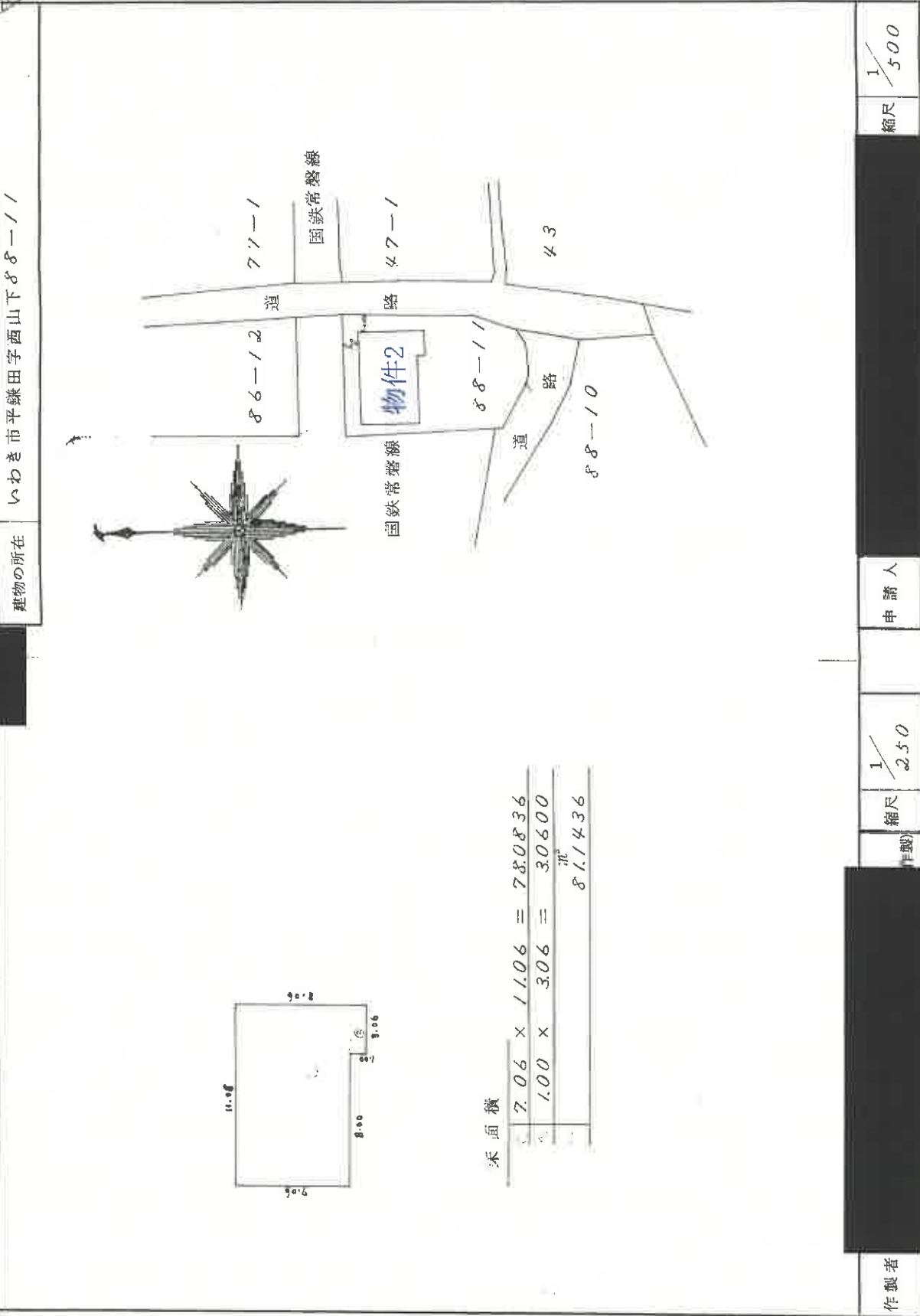
家屋番号 88-11

建物階平面図

S. 56. 4. 20



建物の所在 いわき市平鎌田字西山下88-11



A3をA4サイズに縮小

土地建物位置関係図



44-2

86-12

77-3

77-1

91

47-5

47-4

88-23

物件 2

道

47-3

47-1

物件 1

88-26

88-11

88-22

道

43-2

43-1

88-10

※本図は土地と建物等との凡その位置関係を示す概略図であり、
物件の位置を確定した物では無い。

物件 2 建物

間取図

